

○越谷市防災会議条例

昭和 38 年 9 月 23 日

条例第 19 号

改正 昭和 46 年 8 月 10 日 条例第 29 号

昭和 49 年 4 月 24 日 条例第 21 号

昭和 55 年 3 月 26 日 条例第 3 号

平成 3 年 9 月 27 日 条例第 25 号

平成 4 年 7 月 7 日 条例第 28 号

平成 12 年 3 月 31 日 条例第 7 号

平成 25 年 3 月 25 日 条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、越谷市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 越谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を

代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長、消防署長及び消防団長
- (7) 越谷・松伏水道企業団の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運

當に關し必要な事項は、會長が防災會議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第3号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後、改正後の第3条第5項の規定により新たに任命された委員の任期は、改正後の同条第7項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。